

支援をつなぐ～個別の教育支援計画の活用に向けて～

1 岐阜地区特別支援教育連携協議会（※1）で話題となったこと

※1 発達障がいを含めた障がいのある児童生徒の就学前から卒業後まで一貫した支援体制の整備を促進するため医療、福祉、教育、保護者等の関係機関が連携協力体制の推進について協議する会

個別の教育支援計画は作成が進んできたけれど、保護者と合意を図った後は、金庫に入ったままで年度末まで見ることがほとんどない場合もある…。

個別の教育支援計画に記載した支援内容は、誰が、どのように評価していったらよいのかな…。

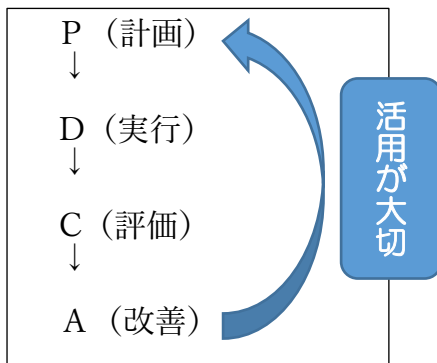
様式が学校によって異なるので、ライフステージが変わると活用しにくい…。
（高等学校、特別支援学校高等部等）



成人期になってから幼・小・中の個別の教育支援計画の情報が必要なケースがある。卒業後の教育支援計画は、誰が持っているといいのだろう…。保護者が個別の教育支援計画の使い方を知らないこともある。

2 個別の教育支援計画を作る目的

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画である。（文部科学省）



支援のための
共有ツール

担任だけではなく、対象の児童生徒に関わる職員が共有していることが大切です。

幼児児童生徒の
ための計画

本人・保護者と共有することが大切です。（※2）また、保護者が個別の教育支援計画を持っていることで福祉サービス利用の際に活用することができます。

※2 本人が障がいがあることを知らない場合など、本人が話し合いに参加しないこともあります。

3 こんな情報が有効な支援につながります

- 福祉（手帳の有無、利用サービス）
 - 生育歴
 - 家族状況
 - 本人の状況
 - ・障がいの状態（診断名等）
 - ・客観的データ（各種検査結果等）
 - ・困難さの状況（身体状況、コミュニケーション、心理的の安定等）
 - 関係機関との連携（医療、福祉、労働、教育等）
 - 本人・保護者の願い
- ※作成年月日を記すとよい。

合理的配慮を明記
本人・保護者と合意を図った

- 実態
 - ・「できないこと」だけでなく、「できていること」、「好きなこと」「得意なこと」も記述する。
 - ・パニックになるのは、「どんな状況」で「どのように対応したらうまくいくのか」を記述する。
 - 支援目標（期間）
 - 支援内容
 - ・対象児童生徒の「困難さ」に対する支援内容を明記する。
 - 評価
 - ・対象者ができたかどうかではなく、支援内容がどうであったか。
 - ・スタートの時点から比べてどうか。
- ※作成年月日を記すとよい。

4 個別の教育支援計画の活用例

